

いの町介護職員初任者研修事業委託業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、いの町介護職員初任者研修事業委託業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 いの町介護職員初任者研修事業委託業務
- (2) 業務の目的 別添の介護職員初任者研修事業委託業務仕様書のとおり
- (3) 業務内容 別添の介護職員初任者研修事業委託業務仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和6年3月15日まで
- (5) 事業規模（提案限度価格）
金700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調定の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務（以下「該当業務」という。）の実施年度において、高知県から介護職員初任者研修事業者指定を有している者であること。
- (5) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年 4月20日（木）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年 4月20日（木）から 令和5年 4月25日（水）まで

③ 実施要領等に関する質疑回答	令和5年 5月 1日(月)
④ 参加申込書の提出期限	令和5年 5月10日(水)
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和5年 5月17日(水)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和5年 5月17日(水) から 令和5年 5月24日(水) まで
⑦ 企画提案書の審査	令和5年 5月26日(金) 予定
⑧ 審査結果の通知	令和5年 5月31日(水) 予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和5年 6月 1日(木) 予定
⑩ 審査結果等の公表	令和5年 6月 1日(木) 予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公表日 令和5年 4月20日(木)
- ② 公表方法 いの町公式ホームページ
- ③ 配布方法 本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、いの町ホームページからダウンロードにより配布します。
- ④ 質問の受付及び回答
 - 1) 質問方法
実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式3)によるものとし、郵送又は持参により提出してください。
 - 2) 受付期間
令和5年 4月20日(木)9時から令和5年 4月25日(水)17時までとします。(ただし、閉庁日を除く。)
 - 3) 提出先
すこやかセンター伊野内 いの町役場ほけん福祉課 高齢者福祉係
 - 4) 回答方法
令和5年 5月 1日(月)13時以降に、町公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及びいの町契約規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

- 1) 参加申込書(様式5)
- 2) 業務受託実績書(様式6)
- 3) 介護職員初任者研修事業者指定通知書の写し
- 4) 登記事項証明書の写し
- 5) 財務諸表類(法人の場合は貸借対照表、損益計算書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人の場合は貸借対照表及び損益計算書。直前1事業年分)
- 6) 納税証明書(完納証明)の写し

委任する支店等がある場合は、本店と委任された支店等の両方の事業所に係るすべての納税証明(国税、都道府県税、市町村税(市町村税は高知県内に本店又は委任された支店等を有する場合のみ))が必要

<国税> 法人：法人税と消費税及び地方消費税(税務署様式3の3)

<都道府県税> 法人事業税等

〈市町村税〉 法人市町村民税、固定資産税、個人市町村県民税（特徴義務者）、
軽自動車税

7) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

- ② 提出期限
令和5年 5月10日（水）17時必着
- ③ 提出場所
いの町ほけん福祉課 〒781-2110 いの町 1400 すこやかセンター伊野
- ④ 提出方法
郵送又は持参
郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。
- ⑤ 提出部数
提出書類各2部
- ⑥ 参加資格確認結果
参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類
本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。
 - 1) 企画提案書表紙（様式8）
 - 2) 企画提案書
 - ア 当該業務の提案書（仕様書に基づく事業の具体的な実施手法、その他 PR 事項を記載）
 - イ 事業所概要（任意様式、事業所パンフレットでも可）
 - ウ 当該業務の実施スケジュール（任意様式）
 - 3) 見積書及び内訳書（任意様式）
- ② 提出期間
令和5年 5月17日（水）から令和5年 5月24日（水）まで（受付時間帯は、閉庁日を除く9時から17時までとします。）
- ③ 提出場所
いの町ほけん福祉課 〒781-2110 いの町 1400 すこやかセンター伊野
- ④ 提出方法
直接持参してください。
- ⑤ 提出部数
提出部数は、正本1部、副本4部とします。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

- ① 審査委員会の設置
企画提案書等の審査は、町が設置する「いの町介護職員初任者研修事業委託業務プロポーザル審査委員会」が行います。
- (2) 審査方法
審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。
- (3) 受託候補者の決定
各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定

します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和5年 6月 1日（木）以降、町公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、いの町契約規則に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 町が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、いの町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合

⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(町からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式13)により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、いの町情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

所在地 〒781-2110 高知県吾川郡いの町 1400 すこやかセンター伊野
担当部署 いの町ほけん福祉課 担当 森岡
電話番号 088-893-3810
FAX 番号 088-893-1101
E-mail i-morioka@town.ino.lg.jp